

小松島市ごみ処理施設整備手法等検討委員会の会議ルールについて（案）

1 会議開催の事前公表

小松島市ごみ処理施設整備手法等検討委員会（以下、「委員会」という。）の会議の日時、会場、議題、傍聴等については、会議開催の1週間前を目途に、小松島市（以下、「本市」という。）ホームページで公表する。

2 会議の公開

会議は、原則として公開する。ただし、小松島市ごみ処理施設整備手法等検討委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項若しくは第3項に該当するときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

また、会議の進行については、公開部分を先に協議し、その後に非公開部分の協議とする。

3 会議の傍聴等

傍聴者の定員は、会議の都度、会場等を勘案し委員長が決定する。

傍聴希望者が傍聴定員を超えた場合は、先着順により決定する。

また、傍聴ルールを次のとおりとする。

傍聴ルール

- (1) 傍聴者の発言は原則認めません。
- (2) 委員長の許可なく、会議の様態を撮影、又は録音しないこと。
- (3) その他については、小松島市議会傍聴規則を準用する。

委員会の出席者は、委員、事務局（小松島市市民環境課）及び「R4 小松島市ごみ処理施設整備基本構想策定業務」受託事業者のほか、要綱第6条第4項の規定に基づき出席する関係者とする。

会場については、小松島市施設の会議室を使用する。

4 会議資料の提供

配布又は閲覧の方法により、傍聴者に対し会議資料を提供する。

5 会議録の作成

次に掲げる事項を記載した委員会の会議録を作成し、保存するものとする。また、会議録の内容については、委員の確認を得た後、これを公表する。

- (1) 委員会の会議の開催年月日
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 議事の内容
- (5) その他必要と認める事項

会議録の形式については、「発言者の発言内容ごとの要点記録」とし、委員の氏名まで記載しないものとする。

その他、会議録の作成にあたっては、附属機関等の会議の会議録の作成及び公開に関する指針に基づき行うものとする。

6 会議録及び会議資料の公表

会議録及び会議資料については、本市ホームページに掲載するなどの方法により公表する。また、会議の内容については、必要に応じ本市の広報で周知する。

ただし、会議の一部又は全部が公開されなかったときは、この限りでない。

《参考》

○小松島市行政情報公開条例（平成12年小松島市条例第47号）【抜粋】

（行政情報の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があった行政情報に、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、当該行政情報を開示しなければならない。

（1）法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところより公にすることができないと認められる情報

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（氏

名にあっては、公にすることにより個人の正当な利益が損なわれるおそれがないと認められる場合に限る。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

エ 法令等の規定による許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることが公益上必要であると認められるもの

(3) 法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用が損なわれることが明らかと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命又は身体を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

(5) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等(国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。)の機関との間における調査、研究、計画、検討、協議、審議等の意思形成過程における情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

(6) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の目的が損なわれると認められるもの、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の公正又は適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

- ア 監査，検査，取締り又は試験に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - エ 実施機関又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
 - オ 社会的差別解消に係る事務又は事業に関し，その目的が損なわれかつ社会的差別を助長するおそれ
- (7) 実施機関又は国等及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が，実施機関の要請を受けて，公にしないと条件で任意に提供した情報であって，当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり，これを公にすることにより，その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし，人の生命，身体，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められるものを除く。

○小松島市議会傍聴規則（昭和42年小松島市議会規則第7号）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、小松島市議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴の手續）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付カード（様式第1号）に記入しなければならない。

2 報道関係者及びその他の者で特に議長の許可を受けた者は、前項の規定にかかわらず会議を傍聴することができる。

（傍聴人の制限）

第4条 議長において必要があると認めるときは、傍聴人を制限することができる。

（議場への入場禁止）

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) 談論し，放歌し，高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻，腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話等は，あらかじめ電源を切り，又はマナーモードに設定し，通話等はしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ，又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか，議場の秩序を乱し，又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真，動画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は，傍聴席において写真，動画等を撮影し，又は録音等をしてはならない。ただし，小松島市議会撮影・録音等許可申請書（様式第2号）を提出し，特に議長の許可を得た者は，この限りでない。

2 前項に規定する申請により許可を受けた者は，議長から交付された小松島市議会撮影・録音等許可証（様式第3号）を着用しなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は，秘密会を開く議決があったときは，速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は，すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか，傍聴人が，この規則に違反するときは，議長はこれを制止し，その命令に従わないときは，これを退場させることができる。